

別表十(ハ)
「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十(ハ)
令七・四・一以後終了事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書						
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
損金算入限度額の計算						
「6」欄 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00485」 ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額						
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10			$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
				$(14) + (15)$	16	
所得の特別控除に関する明細書						
肉用牛の売却に係る経費の額	18		譲渡原価の額	21		
譲渡原価の額 (17) + (18)	19		特別控除額 (20) - (21)	22		
III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書						
特定の基金に係る法人名	23					
「27」欄 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」 ② 「区分番号」欄：「00374」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額						
当期に支出した負担金等の額	26					
同上のうち損金の額に算入した金額	27					
IV 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入に関する明細書						
「31の計」欄 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00673」 ③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額						
同上のうち損金の額に算入した金額	31					